

事業者の皆様へ

飯綱町第 6 波対応事業者支援給付金を支給します

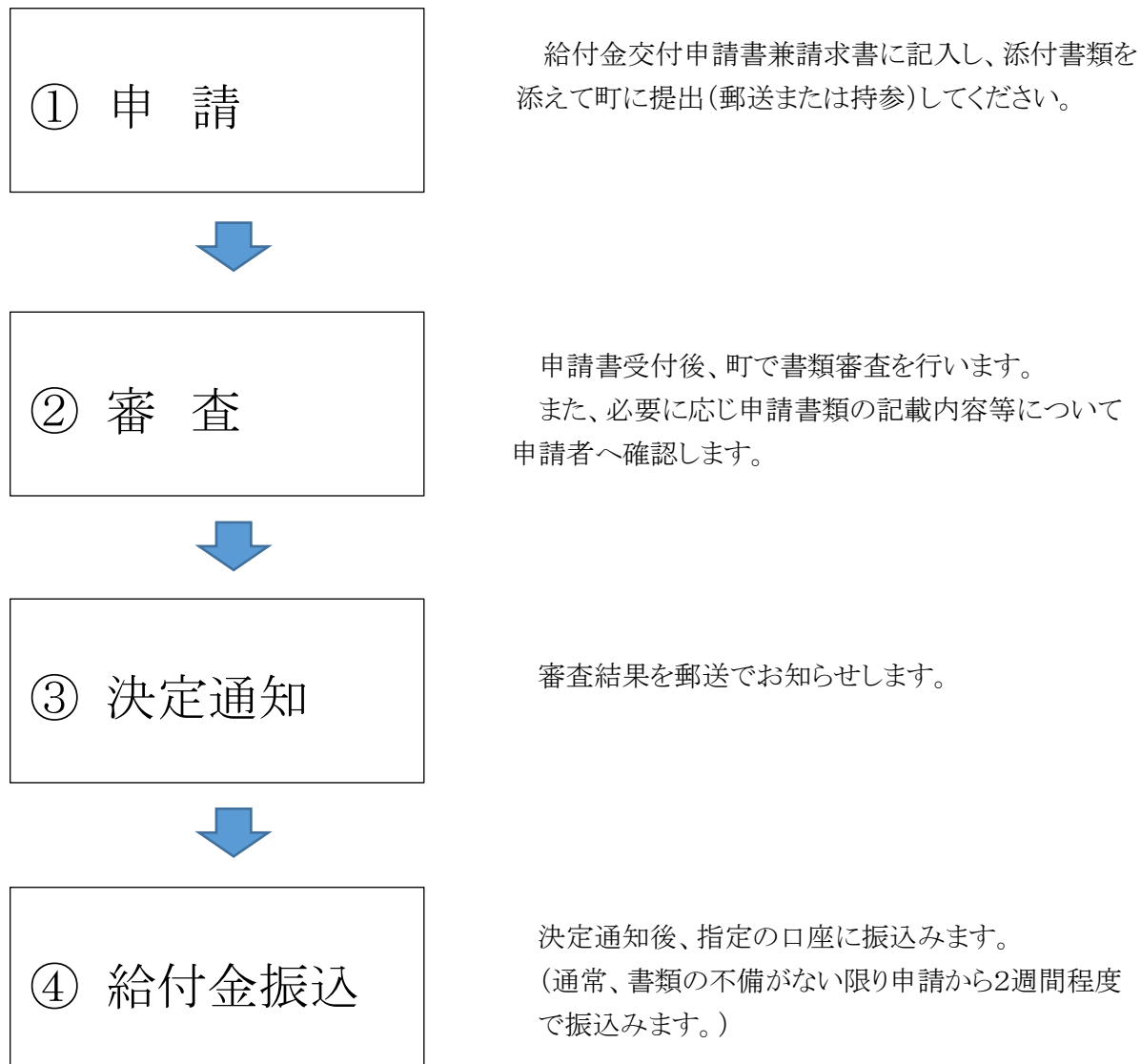
新型コロナウイルス感染症第 6 波の到来により、経営に大きな影響を受けている町内事業者を対象に、事業継続支援のため給付金を交付します。

令和 4 年 6 月

給付対象者	<ul style="list-style-type: none">・町内に事業所を有する法人又は個人事業者で、次の事業を行う者であること。<ul style="list-style-type: none">飲食業：食品衛生法に規定される「飲食店営業」を行う者宿泊業：旅館業法に規定する許可を受けて事業を営む者道路旅客運送業：道路運送法に規定される一般旅客自動車運送事業のうちタクシー事業を行う者飲食料品製造業：酒類、肉加工品、乳製品、パン、菓子等の製造を行う者飲食料品小売業：酒類、農畜産物、水産物、飲料・食料等の小売りをを行う者その他小売業：他に分類されない商品の小売業のうち燃料、花・植木の小売りをを行う者・申請時点においても事業を行っており、また給付金受給後も事業を継続すること。・新型コロナウイルス感染症第 6 波の影響により、次のいずれかの方法で減収が認められる事業者であること。<ul style="list-style-type: none">①令和 4 年 1 月～3 月のいずれかの月（対象月）の売上が、平成 31 年～令和 3 年のいずれかの同じ月（基準月）の売上と比較して <u>20%以上減少</u>している者②令和 4 年 1 月～3 月のいずれかの月（対象月）の売上が、過去 3 年（平成 31 年～令和 3 年）いずれかの年間平均月額売上と比較して <u>20%以上減少</u>している者③その他、町長が特に認める場合・長野県が進める「新型コロナ対策推進宣言」を実施していること。・町税等の滞納がないこと（分納誓約書により納付を履行している者を除く）。
給付金額	○一事業者 20万円 ※給付金の交付は一事業者につき 1 回限りとし、同一事業者が複数の事業所を有する場合においては、所有する事業所のうちから 1 つを申請するものとする。
申請期限	令和 4 年 9 月 30 日（金）
申請方法	郵送または持参による。
問合せ先	飯綱町産業観光課 商工観光係 住所：〒389-1293 飯綱町大字牟礼 2795 番地 1 電話：026-253-4765 FAX：026-253-6869 e-mail：kanko@town.iizuna.nagano.jp 受付時間：月曜日～金曜日 8:30～17:15（土日祝日を除く）

飯綱町第6波対応事業者支援給付金

1. 申請から給付金交付までの流れ



2. 申請方法

給付金交付申請書兼請求書に記入し、添付書類を添えて提出してください。

- 提出物
 - ・給付金交付申請書兼請求書
 - ・添付書類 ※次ページをご覧ください。
- 提出方法 必要書類を産業観光課商工観光係へ郵送または持参で提出してください。
- 提出先 〒389 - 1293
飯綱町大字牟礼 2795 番地 1
飯綱町産業観光課商工観光係 宛

3. 添付書類

- ①営業許可証等の写し(許可等が必要な業種に限る)
- ②対象月(令和4年1月～3月のうちいずれかの月)の月間売上が分かる書類(売上台帳など)
ただし、当該書類を提出できない相当の事由がある場合には、対象月の月間事業収入を記載した他の書類も可能とする。
- ③基準月(平成31年～令和3年のうち対象月と同じ月)が含まれる事業年度の確定申告書(法人事業概況説明書など月別の売上額が分かるもの)等の写し
- ④事業所に掲示した「新型コロナ対策推進宣言の店」ポスター等の写真
- ⑤その他、町長が必要と認める書類